

よくある相談事例 その3

「税務調査の対策 その2」

前回に引き続き掘り下げていきたいと思います。

3. 税務調査当日の対応

日程の調整が終わり、いざ当日を迎えることとなりますが、調査に要する時間は通常10時～16時までが多いようです。大体税務署を出る時間、戻ってくる時間などを考えて上記のような時間にします。

調査については、税務署サイドで既に不審な問題を発見しているケースや、届出が出ていないのに各種の制度を使っている場合、また定期的な調査など、見に来る目的は様々です。

当日は、先ず経営者と話をすることになります。現在のクリニックの状況や調査に必要な背景など、散らばった点を一つの線にするような話をします。

一般論ですが、税務当局に対して誠意ある態度を取ることが非常に良い事ですので、質問事項に対する回答など、しっかりとしたものを準備しましょう。ただ、中には言わなくて良いこともあるので、その辺りは注意が必要です。

また、我々は税務署の職員へのお昼ご飯について、準備した方が良いのかをよく聞かれますが、最近は税務当局も倫理規定が厳しくなり、昼食を出してもお金を置いて行くようになりました。配慮するのであれば、お昼ご飯は退出して頂いた方が良いでしょう。税務署の職員も複数で来る場合は、お昼ご飯の時間を利用した「作戦会議」をしたいでしょうから、そう出来るように準備は一切不要です。

こうして調査が終わった後に、指摘事項を詰めていくことになります。

次回は各論点について見ていきます。

改正介護保険法のPOINT その1

参院本会議で可決・成立した、介護保険法や老人福祉法などを改正する「介護サービスの基礎強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」には、24時間対応で行う「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護」や、訪問介護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営できる「複合型サービス」など、新たな地域密着型サービスの創設が盛り込まれた。また、介護療養病床については、廃止期限を2017年度末まで6年間延長することも決まった。このほか、介護療養病床について3-4年後に実施調査し、その結果に基づいて必要な見直しを検討することなどが明記された。

◆同法の概要と附帯決議の内容

○訪問介護と訪問看護の両サービスを24時間体制で提供する「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護」が創設された。具体的には、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回を実施すると同時に、利用者からの要望に応じたサービスも行われる。サービス提供体制については、1事業所に訪問介護と訪問看護を併設する方式でも、訪問介護事業所と訪問看護事業所が緊密に連携を取り合いながら提供する方式でも良い。また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた「複合型サービス」も導入される。

○介護サービス事業所の指定権者である都道府県や市町村は、労働基準法など、労働法規に違反して罰金刑を受けた事業所の指定を取り消すことが出来る。

○介護予防サービスや配食・見守りといった日常生活支援サービスを総合的に実施できる介護予防・日常生活支援総合事業を創設。

○地域包括支援サービスについては、介護サービス事業所や医療機関、民生委員、ボランティアなどの関係者と連携に努めなければならないと規定。

○事業者が義務付けられている介護サービス情報の公表制度について、都道府県が必要と判断した場合に調査を実施する仕組みに変更する。 <続く>

Medical News 2011.9.1号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp